

## 柔道整復療養費検討専門委員会における議論の整理（案）

### 1. 支給対象の明確化に向けた個別事例の収集

- 支給の判断に迷う事例について、統一的な運用とするために、支給の審査において判断に迷う事例等を収集・整理した上で公表。
- 亜急性の定義について

### 2. 不正の疑いのある請求に対する審査の重点化

- 支給の審査を行っている柔整審査会において、統一的な基準を策定したうえで、不正請求の疑いが強い施術所に対する調査を行うこととし、不正請求が判明した場合は、地方厚生局に情報提供を行い、当該地方厚生局において指導・監査を行う。
- 支給申請書の負傷原因に1部位目から記載することについて
- 著しい長期・頻回事例の算定の基準に回数制限等を設けることについて
- 地方厚生局における個別指導・監査について

### 3. 適正な保険請求を促すための施術管理者の要件強化

- 柔道整復師の資格があれば保険請求の知識・経験等を問わず保険請求が行うことができることから、保険請求を行う施術管理者に対し、適正な保険請求のための研修受講や実務経験を要件とする仕組みを導入。

### 4. 療養費詐取事件への対応

- 不正請求の疑いのある施術所への対応については、「2. 不正の疑いがある請求に対する審査の重点化」で提示した内容により、厳正に対処。
- 領収書の発行履歴の提示を求めることについて

## 5. その他

### (1) 初検時相談支援料について

○初検時相談支援料の見直しについては、本来の加算の意義を考慮し、施術管理者の実務経験や研修受講などの一定要件を充たす場合に限った加算として改めて整理。

### (2) 往療料の在り方

●柔道整復療養費における往療料の単価について

●同一建物の複数患者への往療について

●患者誘引による往療について

### (3) 受領委任制度について

○現行の受領委任制度については、長年に亘り国民に定着してきた制度であるといったことを踏まえ、医療保険制度の一環としての国民から求められる施術の様態や、適正な保険請求の在り方等を患者や施術者全体に広く周知することによって、制度をより健全化。

●受領委任の中止について

### (4) 医師の同意について

○骨折・脱臼に関する医師の同意は、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 17 条において規定されたものであり廃止は困難。

### (5) 電子請求の導入について

#### ① 電子請求の導入に向けたモデル事業の実施

○電子請求の導入に向けて、情報セキュリティに配慮しつつ、記名・押印を求める現行の請求方式の例外とすることとし、まずはモデル事業を実施。

#### ② 支給申請書様式の統一の徹底

○支給申請書様式は、通知において示しているところであるが、施術者によって使用する様式が異なっているため、様式を統一するよう再度周知し、徹底。

- (6) あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費との併給  
○あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費との併給については、保険者の協力を得て、実態把握を行った上で検討。